

カード会員規約(要旨)の同意

セディナCFカード会員規約(要旨)

1. (会員・家族会員)

会員は、家族会員のカード利用分についても支払いの責任を負います。

2. (カードの貸与)

カードは会員のみが使用できるもので、第三者にカードを貸与・譲渡・質入れ・担保提供することはできません。

3. (有効期限)

カードの有効期限はカードに表示し、会員より脱会の申し出がなく、会社が引き続き会員として認める方を更新します。

4. (暗証番号)

会社は会員が指定した暗証番号を登録します。会員が特に指定しない場合、または会社が不適当と判断した場合、会社所定の方法により暗証番号を登録します。暗証番号は第三者に知られないよう注意してください。

5. (年会費)

年会費は、別途カード送付時に通知の金額を毎年所定月の約定支払日にお支払いいただき、理由の如何を問わず、返金いたしません。

6. (支払方法・支払日)

(1)利用代金・借入金及び手数料、その他本規約に基づく会員の会社に対する一切の支払債務は会員が予め指定した預貯金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、会社が適当と認める場合は、会社の指定口座への振込等、会社が別途指定する方法でお支払いいただきます。

(2)(1)の支払債務は、カード送付時に通知する約定支払日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ)に、次の通り(但し、ボーナス一括払い・ボーナス2回払いの場合を除く)お支払いいただきます。なお、事務処理の都合上、また、加盟店の事情により第1回目の支払日が翌々月以降になる場合もあります。

[1]約定支払日が6日の場合、毎月10日に締切り、締切日の翌月から毎月6日にお支払いいただきます。

[2]約定支払日が26日の場合、毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月26日にお支払いいただきます。

(3)会員の都合により口座振替ができない場合、会社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。

7. (カードショッピングの支払方法・手数料)

(1)カードショッピングの利用額の支払方法は次の通りです。

[1]日本国内における加盟店での利用の場合、会員は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・ボーナス併用分割払い・リボルビング払いのうちからカード利用時に指定していただきます。但し、加盟店及び商品・サービスにより上記支払方法の一部が利用できない場合、また後記(2)に定める支払回数・手数料が異なる場合があります。

[2]日本国外の加盟店での利用の場合、会員は一括払い・リボルビング払いのうちから入会申込の際に指定(但し、会員より指定がない場合はリボルビング払い)していただきます。なお、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、支払方法の変更ができます。

(2)カードショッピングの利用額の手数料は次の通りです。

[1]一括払い・2回払い：手数料はいただきません。

[2]ボーナス一括払い：手数料はいただきません。なお、支払月は原則としてカード利用日に応じて、冬期1月・夏期8月となります。

[3]ボーナス2回払い：手数料は利用額に3.00%を乗じた金額とし、2回目の支払時にお支払いいただきます。なお、支払月は原則として冬期1月・夏期8月となります。

[4]均等分割払い

支払回数・支払期間・分割払い手数料の料率は下表に基づき、お支払いいただく分割支払額合計は利用代金に分割払い手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。但し、[4]のなお書以降において会社が認めた場合は、分割支払単位を1円とします。

支払回数(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間(カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
分割払手数料の料率(実質年率)(%)	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87	14.93	14.95	14.96
利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32

(例) 現金価格100,000円 10回払い(頭金なし)の場合

分割払手数料 100,000円 × (6.8円 / 100円) = 6,800円

分割支払額合計 100,000円 + 6,800円 = 106,800円

[5]ボーナス併用分割払い

ボーナス併用分割払いの分割支払額合計は、利用代金に均等分割払いの分割払い手数料を加算した金額となります。ボーナス支払月は冬期1月・夏期8月(但し、一部加盟店において会員が指定する場合を除く)とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス加算額合計は利用代金の50%相当額とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします)し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。また、理由の如何を問わず、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取り扱います。なお、ボーナス併用分割払いの実質年率は、均等分割払いの実質年率と異なる場合があります。

[6]リボルビング払い(残高スライド方式)

支払額は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります。その支払額には当該利用残高に対する1.25%(実質年率15.00%)の手数料を含みます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未満になった場合はその債務全額を、当該利用残高が会社所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、または会社の定める金額と毎月の約定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

利用残高	毎月の支払額
200,000円以下	10,000円
200,001円以上400,000円以下	20,000円
400,001円以上600,000円以下	30,000円
600,001円以上800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

(例)利用残高100,000円の場合

毎月の支払額 10,000円

手数料充当額 $100,000円 \times 15.00\% / 12カ月 = 1,250円$

利用代金充当額 $10,000円 - 1,250円 = 8,750円$

8. (キャッシングサービスの支払方法・手数料)

支払方法・手数料は次の通り。尚、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払う場合は、残元金と支払方法に応じた実質年率の割合による一括支払日までの手数料をお支払いいただきます。

[1]一括払い: 利用日の翌日から支払日までを年18.00%(Cedyna CFCARD GOLDの場合は15.00%)で日割り計算(1年を365日、閏年は366日とします。以下同じ)した金額を手数料とします。

[2]リボルビング払い: 前回支払日の翌日(初回は利用日)から支払日までを年18.00%(Cedyna CFCARD GOLDの場合は15.00%)で日割り計算した手数料を含み、締切日における利用残高に応じた下表に定める金額をお支払いいただきます。

利用残高	毎月のお支払額 (手数料含む)
200,000円以下	10,000円
200,001円以上400,000円以下	20,000円
400,001円以上600,000円以下	30,000円
600,001円以上800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

* 支払期間・支払回数は、一括払いは1ヵ月・1回、リボルビング払いは、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息を完済するまでの支払期間・支払回数となります。尚、リボルビング払いのご利用可能枠内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数も変更となります。

(例)利用額100,000円でお支払額10,000円の元利定額方式リボルビング払い(手数料18.00%)の場合は、12ヵ月・12回。

9. (収入証明等について)

会社は、会員に対し、そのキャッシングサービス利用状況により会社が必要と認めた場合には、会員の支払能力調査のために、直近の源泉徴収票等の収入を証明する書類の提出を求め、または収入の聞き取り調査等ができ、会員はこれに応じるものとします。

10. (料率等の変更)

料率は金融情勢等により変動する場合があります。また、遅延損害金の料率を除き、会社が手数料率の変更通知をした場合は、カード会員規約の「規約の変更」条項に拘らず、通知前の取引については従前の手数料率が適用され、通知後の取引については変更後の手数料率が適用されます。

11. (期限の利益喪失)

ショッピングのお支払いを遅滞し、会社から書面で20日以上期間を定めて催告したにも拘らず、その期間内にお支払いがないとき、キャッシングサービスや割賦販売法の適用外のお支払いについては1回でも遅滞されたときは、未払債務の全額を一括してお支払いいただきます。但し、キャッシングサービスについては、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。

12. (遅延損害金)

カードショッピングの場合、年14.60%を乗じた額。但し、支払回数3回以上の分割払い(リボルビング払いを除く)は、分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額を超えない額。キャッシングサービスの場合、未払債務(残元金分)に対し、その元金が10万円未満の場合は年29.20%、10万円以上100万円未満の場合は年26.28%、100万円以上の場合は年21.90%を乗じた額。

13. (支払停止の抗弁)

商品の引き渡しが行われないとき、商品に破損・故障があったときは、支払を停止できる場合があります。加盟店と交渉されても問題解決されなかった場合は、速やかに会社へご連絡ください。

14. (カードの紛失・盗難)

カードの紛失・盗難にあった場合は、直ちに会社へ連絡のうえ、最寄りの警察署へお届けください。損害は、会社が別に定めるカード会員保障制度により補填されます。但し、会員に故意または重大な過失があったり、会員の家族等の関係者によって使用さ

れたり、カード会員規約に違反している場合は、会員が全ての損害を負担することとなります。

15. (住民票の取得・利用)

会社は、本申込及び入会後のカード取引に係る与信判断及びカード取引の管理のために、会社が必要と認めた場合に会員の住民票を取得し、利用することがあります。また、住民票取得に際し、入会申込書の写し・会社の債権状況を証する資料・その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することがあります。

16. (規約の変更)

カード会員規約を変更する場合は、会員に変更事項を通知します。変更事項を通知した後に会員がカードを利用した場合、変更事項を承諾したものとみなします。

セディナETCカード利用規約(要旨)

1. (名称)

会社が発行するETCカードの名称は「セディナETCカード(以下「本カード」という)」とします。

2. (カードの機能)

会員は、ETC利用可能道路において、本カードを利用することで、カード会員規約に定めるカード(以下「原カード」という)による決済サービスを受けることができます。

3. (カードの管理)

本カードはカード表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・担保に提供預託することはできません。

4. (有効期限)

本カードの有効期限はカードの表面に表示し、会社は引き続き適当と認めた会員の方を更新します。

5. (年会費)

会員は、原カードの年会費とは別に、別途通知する本カードの年会費を原カードの約定支払日にお支払いいただき、理由の如何を問わず返却いたしません。

6. (脱会)

会員は、理由の如何を問わず、原カードの会員資格(家族会員を含む)を喪失した場合、本カードの資格も喪失し、脱会となります。

7. (利用金決済)

本カードのご利用代金の支払方法は、一括払いとし、原カードのご利用代金と合算してお支払いいただきます。

8. (紛失・盗難及び損害の補填)

会員が、本カードを紛失・盗難にあった場合は、ただちに会社へ連絡のうえ最寄りの警察にお届けください。なお、本カードの紛失・盗難の場合の支払いの責任は、原カードの会員保障制度規約によるものとします。

9. (規約等の遵守)

会員は、本利用規約・ETCシステム利用規定等を遵守し、本カードを利用します。また、本利用規約に定められていない事項については、カード会員規約によるものとします。

[問合せ・相談窓口]

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約や「支払停止の抗弁」に関するお問合せ・ご相談は会社へお尋ねください。

株式会社セディナ アンサーセンター

フリーダイヤル 0120-086-315 携帯電話からのご利用はTEL 052-300-1515[営業時間9:30~17:30 1/1休み]

* 電話番号はお間違いのないようおかけください。